

上高地ビジョン(案)に対するご意見への回答

No.	頁	行	意見内容	理由	回答
1			「(仮称)上高地ビジョン2014」に書かれている、上高地ビジョンと2ページ指定地域の関係について疑問がある。例えば、表題共に上高地とあるが、行政区分の「安曇野市」のある地域は上高地なのか？通常認識では上高地は旧安曇村の付近を言うのではないと思われるが中部山岳国立公園上高地管理計画区の中に上高地とそうでない部分を組み入れて統一してビジョンを策定した事に問題がある。上高地でない部分は上高地でない。しかるに、ゾーン別になっていない為に其々の記載事項が全て上高地一色に染まっているがごとき全文章になっている。	—	「中部山岳国立公園南部地域管理計画」(平成25年2月長野自然環境事務所)では、地理条件により、槍穂高連峰の長野県側(松本市及び安曇野市エリア)が上高地管理計画区とされており、本ビジョンは同管理計画区を対象としています。同管理計画区や上高地の範囲を1ページ37行目以降に追記しました。 なお、ご意見のとおり、同管理計画区内でも、エリアによって抱える課題や必要な対策等は異なっており、今後の点検や改訂において、必要に応じてエリアごとに詳細な検討を行っていきたいと考えています。
2	15		15ページの表2は登山道の修理は、山小屋ばかりでは無く、登山道維持連絡協議会が直接業者と仕事をする場合がある。登山道は各山小屋がやるという観念を捨て国が考えている三身一体の表現通り表現すべきではないか。	—	「登山道の整備・維持管理」の詳細については29ページに記載されていますが、ご意見及び29ページの記載を踏まえて、15ページの記載は「山小屋と関係行政機関の協働による、北アルプス南部の登山道管理モデルの確立・発信」に修正させていただきます。 なお、29ページの記載も「山小屋と関係行政機関が連携した登山道の維持管理」に修正させていただきます。
3	37	32	「再生可能エネルギー」に関して国の推進する自然エネルギーの推進についての表現等が明記されていない。例えば岐阜県中尾等で行われる地熱開発に関して「地熱開発の隠された真実」佐藤億好著によれば、上高地ビジョンの管理区域の中に起こりうる地震に関して明記されていない。この本は、環境省管理事務所に2冊長野事務所に2冊差し上げてあります。掘削等の条件と方法の規制がされていません。又、他の太陽光や風力やバイナリー等の推進は国が進めると明言されているのに触れていない。	—	「再生可能エネルギー」には、ご意見にある、太陽光、風力、バイナリー等が含まれており、37ページ21～22行目「取組の方向性」において、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー導入を推進することとしていますが、12ページ「基本的視点」において「世界に誇る山岳公園としての価値の継承を掲げているので、「取組の方向性」を「自然環境の保全を前提とした再生可能エネルギー導入」と修正させていただきます。 なお、地熱開発に伴う環境影響評価等については、その立地条件、規模、方法等に応じて、平成24年3月27日環自国発第120327001号環境省自然環境局国立公園課長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」、平成24年3月環境省策定「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」や環境影響評価法等に基づき、関係機関及び事業者において、適切に対応されるものと考えています。
4	23		23ページにおけるニホンザルやツキノワグマ等の保護管理に触れているが「上高地」の範囲が明記されていない。安曇野市側の山に関しては上高地側と違う植生の場所があり地質等が違うのに安易に同じと表現しても良いのか。安曇野市が行った中房温泉天然記念物保護管理計画等に記載されている調査によれば明らかに違ってくる。	—	23～27ページの「上高地」は、主に1ページ「対象区域」にある「釜トンネル～横尾までの盆地上の平坦地」を指しています。 なお、ご意見のとおり、上高地管理計画区内でも、エリアによって植生や地質、抱える課題等は異なっており、今後の点検や改訂において、必要に応じてエリアごとに詳細な検討を行っていきたいと考えています。
5	40	24	この場合の上高地は何処をさすのか？おそらく上高地は旧安曇村のものを言うのであろうが明記されていないので、全ての登山口に当てはまるのではないかと理解してしまう。	—	40ページ24行目の「上高地」は、1ページ「対象区域」にある「釜トンネル～横尾までの盆地上の平坦地」を指しています。
6			世界水準を明記するなら「ゾーン分」又は行政区分をし、そのエリアによって管理するのが判りやすいが、上高地ビジョンの中の上高地とされている所とそうでない所の格差が大きい気がするのは私だけでしょうか？上高地のエリアを明確に表現されるべきだ。再度もう一年メンバーを入れ替えて、御検討しなおされた方が良いのではと考えます。	—	ご意見のとおり、対象区域の中でも、エリアによって抱える課題や必要な対策等は異なっており、今後の点検や改訂において、必要に応じてエリアごとに詳細な検討を行っていきたいと考えています。

7		地熱発電に関して、岐阜県側で申請が上がり岐阜の温泉審議会ですべて許可が出ている中尾地区の発電に関して、掘削の先が国立公園に向いている場合の中止もしくは変更の事が明記されていない。温泉審議会の審議内容等も環境省の管理されている法律(温泉法)との調整案件ではあるが、現実問題この様な問題があるにもかかわらず。上高地ビジョンの中に反映されていない。国立公園等に斜めに掘削されたものが、なんらの規制等がかけられないで自然等が崩壊して行くのは困る。	—	37ページ21～22行目「取組の方向性」において、再生可能エネルギー導入を推進することとしておりますが、12ページ「基本的視点」において「世界に誇る山岳公園としての価値の継承」を掲げていますので、「取組の方向性」を「自然環境の保全を前提とした再生可能エネルギー導入」と修正させていただきます。 なお、地熱開発に伴う環境影響評価等については、その立地場所、規模、方法等に応じて、平成24年3月27日環自国発第120327001号環境省自然環境局国立公園課長通知「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」、平成24年3月環境省策定「温泉資源の保護に関するガイドライン(地熱発電関係)」や環境影響評価法等に基づき、関係機関及び事業者において、適切に対応されるものと考えています。		
8		環境省や他省庁の自然エネルギー開発を受け入れるのかどうなのかを明記されていない点は、ビジョンとは言えないのではないかと。	—	政府全体で、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入を進めているところであり、上高地においても、ビジターセンター等環境省直轄施設において太陽光等の利用が行われています。37ページ21～22行目「取組の方向性」において、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー導入を推進することとしておりますが、12ページ「基本的視点」において「世界に誇る山岳公園としての価値の継承」を掲げていますので、「取組の方向性」を「自然環境の保全を前提とした再生可能エネルギー導入」と修正させていただきます。 なお、大規模な電源開発等については、12ページ「基本的視点」の「世界に誇る山岳公園としての価値の継承」を前提としながら、場所、規模、方法等に応じて個別に判断されるものと考えます。		
9		「上高地ビジョン」の中の上高地とそうでない部分とのすみ分けをされる必要がある。「上高地に於いて…」とか「上高地では…」と記されているがそれが、地図2pの全てをさすのか特定の場所を示すのか判らない。上高地を旧安曇村の中だけであるとするのなら、それ以外の所のビジョンを明確にする必要もあるのだが、今回はどの部分を上高地とするのか明確に表現しなければ一般の人にはわかりづらい。上高地と言われる中でも地区等を地図上に落として、判りやすく表現して欲しい。	—	対象区域の表現方法については、1ページに「釜トンネル～横尾までの盆地上の平坦地を「上高地」、上高地を囲む槍・穂高連峰や常念山脈の山々を「山岳地」として表現するとともに、項目名など簡潔な表現が適当な場面では、山岳地も含め広義に「上高地」として表現しています」と記載しています。ご意見は今後の参考とさせていただきます。		
10	12	25	12	12ページ25行目の“氷河時代”ですが、“氷河期”の方がスタンダードのような気がします…。現在、火打山周辺と白馬乗鞍周辺にて二ホンライチョウの調査を行っておりますが、あまり“氷河時代”と表記することはありません。	—	地質学では「氷河期」は長い期間を指し、厳密には「氷期」が適切であることから、「氷期」に修正させていただきます。
11	34		34	34ページのナショナルパークゲートの件ですが、昨年の夏から秋にかけて約3か月程この近辺で働いておりましたが、大変立派な施設でありながら活かしきれていないように感じました。まだこの計画では足りないように思いますので、ぜひもっと充実した計画をお願いします。	—	ご意見を参考として、沢渡ナショナルパークゲートの管理運営及びナショナルパークゲートシステムの充実・強化を進めていきます。
12			12	資料内の意見ではありませんが、昨年11月のアジア国立公園会議や行われましたし、今年11月に行われる国際国立公園会議で新しく決議、若しくは意見交換されたことがあれば今後盛り込む必要もあるかと思えます。国際国立公園会議は、上高地ビジョンが決定した後になってしまうかと思えますが、世界水準を目指すのであれば、国際的な決議事項に関して目を向けた姿勢が目に見えた方がよいかと思えます。	—	ご指摘のアジア国立公園会議で合意された「アジア保護地域憲章(仙台憲章)」では、「保護地域の協働管理」が6つの取組の一つに掲げられており、本ビジョンはその具体化に資するものと認識しています。また、17ページに生物多様性条約の愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標(2020年)と上高地ビジョンの行動計画(おおむね5年)の関係を記載しています。ご意見を参考として、今後も国際的な動向等を見据えつつ、必要な対策を強化していきます。
13	7	3 14 ～ 15	7	上高地の生物多様性の保全においては野生動物および希少種のケショウヤナギだけではなく、河畔域の植生そのものの保全の方策が付け加えられることを望む。	密な植生に覆われた礫床河川の河畔域は5ページ32-45行にも書かれているように、河川の氾濫によって多様な植生モザイクが形成される。これは、「美しい日本」にのみ見られる原始風景であったが、現在の日本にはこの条件に当てはまる河川が平野に位置していることから古くから人間生活の影響を受けて改変されてきたため、上高地の梓川河畔域以外ほとんど見ることができない。よって、日本の原風景の1つとして保全の必要がある。	ご意見のとおり、ケショウヤナギだけでなく、ケショウヤナギに代表される河畔植生が存続できる生育環境の確保が重要と考えており、28ページ35～36行目「取組の方向性」を「ケショウヤナギをはじめとした河畔植生の存続のための河川の自然な流動による河畔植生のかく乱作用の確保」に修正させていただきます。

14	19	30	土砂供給・堆積への対策として自然のしくみと人間の営みが調和した対策の必要性を認識したことは評価できるが、自然のしくみそのものがもつ緩和作用を中心にしておいてほしい。	土砂供給・堆積を人為的に完全にくい止めることはできないのは本文中にも述べられているとおりである。一方で支川出口に形成されている沖積錐は自然から流出する土砂の100年～1000年単位の一時貯留場所である。したがって、支川河道の固定や工作物の設置、土砂の運び出しといった直接の人為的対策ではなく、自然のしくみそのものがもつ緩和作用としての土砂の一時貯留を中心においた対策を考えてほしい。	ご意見を参考として、19ページ42～44行目の河床上昇に関する定量的な計測等の結果を踏まえつつ、自然の仕組みと人間の営みが調和した効果的な対策を関係機関が連携して検討していきます。
15	19	42	本川に流入する土砂を支川河道に誘導するような対策を施したり、単に土砂を除去するのではなく、土砂が自然に河畔林内に氾濫する性質を利用した土砂コントロールを積極的に進める記述を入れてほしい。	本川の河床上昇は問題とされているが、土砂の除去は根本的な解決にはならない。本川の河床上昇は氾濫原への土砂流入を引き起こすが、これによる土砂堆積は本川の河床上昇を抑制する。	当面の河床上昇対策として、施設周辺での堆積土砂の除去等が必要になると考えますが、ご意見を参考として、19ページ42～44行目の河床上昇に関する定量的な計測等の結果を踏まえつつ、自然の仕組みと人間の営みが調和した効果的な対策を関係機関が連携して検討していきます。
16	22	24	人為的な山地災害防止対策には限界があるため最小限とし、豪雨時の歩道の通行止め措置などを実施できる体制の整備を行ってほしい。	いかなる人為的対策がとられたとしても、大きな土砂移動現象を止めることができない。国土交通省が信濃毎日新聞に掲載した全面広告などに使われたトラックが濁流にのまれている写真(平成14年7月15日撮影)の位置の支川には治山堰堤がつくられていた。このことから大きな災害時には工作物による対策よりも通行止め措置などの方が必要であることがわかる。そこで、そのような施策が行える体制づくりが必要である。	ご意見のとおり、山地災害の発生を完全に防ぐことは困難であり、被害を最小限に抑える「減災」の取組が重要と考えており、22ページに「減災」の取組として、通信環境及び観測体制の整備や災害情報の提供等について記載しています。
17	28	45	仮設橋の撤去は評価できるが、それに加えて移動しやすい土砂が河道内に積み上げられる接続道路を撤去するとともに、洪水後や工事時などに時々つくられる仮設堤防を今後設置しないという方針を入れてほしい。	徳沢にある仮設橋および接続道路は2013年6月19日の出水時に流失した。このときには河床上に積み上げられた道路を作っていた土砂が流出、流下した。この現象は必要以上に速やかな土砂移動を起こしたともいえる。また、その後、徳沢付近に河床堆積物を積み上げてつくられた導流のための仮設堤防も直後の増水時に破壊された。このことを持ってしても、土砂流出を少しでも減らすためにはこのような施工法の見直しは必要である。	ご意見のとおり、接続道路の撤去は重要と考えており、20ページに梓川本川河床上の仮設道路や仮設橋・砂利堤防の撤去について記載しています。